

健康福祉

健康増進課からのお知らせ

●健康増進課 ☎(24) 5770
●フツ素塗布

虫歯になりにくくするフツ素塗布を行います(要事前申込)。
▼日時 8月6日(日)午後1時～3時
▼会場 休日歯科診療所(大橋町)
▼対象 満2歳～小学生
▼費用 300円
▼申込 7月25日(火)までに、お近くの佐野歯科医師会会員の歯科医院へ

●AED(自動体外式除細動器)設置をお知らせください
心肺停止などでAEDが必要となったときに、近隣住民なども利用が可能である施設や事業所名を市ホームページなどで公表しています。

事業所等に設置したAEDの情報を公開することに協力いただける場合は、ぜひご連絡ください。

●AEDを貸出します
各種団体などでイベントなどを主催する場合に貸出します。事前に条件などをお問い合わせください。

●乳幼児健康診査

8月に健診対象となるお子さんに通知をしています。都合が悪い場合はご相談ください。

もしも急病になったら

保険証を必ずお持ちください。
●休日・夜間緊急診療所 ☎(24) 3337

▼診療時間 休日午前9時～午後4時30分(正午～午後1時30分は除く)、夜間午後7時30分～10時30分
●休日歯科診療所 ☎(24) 7575

▼診療時間 午前9時～正午(日曜・祝日のみ)

佐野市民病院の市民講座

佐野市民病院A棟5階研修室で行います。※無料

●健康寿命をのばそうくメタボ健診とわが国の医療

いつまでも心身ともに健康に、はつらつとした毎日を送る秘訣をお話しします。

▼日時 7月28日(金)午後4時～5時
▼講師 大川智彦医師(当院予防医療センター長)

▼申込 地域医療連携室

●消費者被害防止勉強会

近年、特殊詐欺などの消費者被害が増えています。トラブルを未然に防ぐために勉強しましょう。

▼日時 7月10日(月)午前10時～11時30分
▼講師 麻生芳子さん(全国消費生活相談員協会)
▼定員 先着30人

▼申込 地域包括支援センター 佐野市民病院 ☎(62) 8281

佐野市医師会附属佐野准看護学校(植上町)見学会

▼日時 7月29日(土)午前10時30分～午後0時30分 ※受付は午前10時～
▼対象 平成30年度の入学希望者

▼申込 7月27日(木)までに同校 ☎(23) 7538

熱中症に注意しましょう

梅雨明け7月下旬から8月上旬に多発します。子ども、高齢者、障がい者、持病のある方、体調の悪い方は特に熱中症を起こしやすいため、声を掛け合って、熱中症に注意しましょう。

熱中症は重症になると命にかかわりますが、日頃から注意することで予防できます。

●熱中症になりやすい条件
気温が急に上昇した日や湿度が高い日、風が弱い日、体が暑さに慣れていないときに起こりやすいです。就寝中や室内で熱中症を発症する事例も報告されています。

●予防方法
「水分補給」…のどが渇く前にこまめに水分補給を心がけましょう。また水分と一緒に塩分も補給しましょう。

「暑さを避ける」…扇風機やエアコンを使用し、カーテンやすだれ、打ち水、また涼しい素材の服装など工夫をしましょう。外出時には日傘や帽子を使用し、適宜涼しい場所で休憩をとりましょう。

「体力づくり」…体を動かし軽く汗をかくことで暑さに体を慣らしていきましょう。

「睡眠・栄養」…栄養バランスよく食べましょう。寝不足や疲れが溜まっていると熱中症を起こしやすくなります。

▼問合せ 健康増進課 ☎(24) 5770

介護付き高齢者向け賃貸住宅
ハーモネートハウス佐野

- 医療介護24時間対応
- 専門スタッフの個別リハビリ
- 充実の個室設備

☎0120-086-620

外出支援強化型デイサービス
ハーモネートデイサービス佐野

- 屋外リハビリテーション
- 認知症予防プログラム
- 個別浴槽でのんびりお風呂

TEL.0283-27-0388

後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上の方～

●被保険者証を発送します

現在使用している後期高齢者医療被保険者証は7月31日が有効期限です。

7月下旬に新しい被保険者証を発送します。8月1日からは新しい被保険者証を使用してください。

●減額認定証も更新されます

以下のいずれにも該当する方には、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時には食事代が減額される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を被保険者証と同封してお送りします。

- ・過去に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがある方
- ・平成29年度の住民税が世帯全員非課税であると事前に確認できた方

●8月から高額療養費制度の自己負担限度額が変わります

国民健康保険に加入している70～74歳の方と同様に、8月から自己負担限度額が変わります。

詳しくは、10ページの「国民健康保険(国保)ご加入の皆さんへのお知らせ」の表をご覧ください。

●保険料の通知書を発送します

平成29年度の保険料通知書を発送します。お手元に届きましたら内容をご確認ください。

納付書または口座振替払(普通徴収)の方には7月14日に、年金天引き(特別徴収)の方には8月1日に発送します。納付書払の方は納期内納付を、口座振替の方は口座残高の確認をお願いします。

●平成29年度後期高齢者医療保険料の決まり方

年保険料額(賦課限度額57万円) =

均等割額(43,200円) + 所得割額(※賦課のもととなる所得金額×8.54%)

※賦課のもととなる所得金額: 総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額

【均等割額の軽減】

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額を超えない場合、軽減されます。

軽減割合	基準額
9割軽減(注)	33万円を超えない世帯のうち、被保険者全員がその他に各種所得がなく年金収入80万円以下
8.5割軽減(注)	33万円
5割軽減	33万円 + 27万円×被保険者数
2割軽減	33万円 + 49万円×被保険者数

(注) 本来は7割軽減ですが、平成29年度も特例措置により9割軽減、8.5割軽減となります。

【所得割額の軽減】

特例措置として、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、所得割額が2割軽減されます。

【被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

平成29年度も特例措置として、均等割額が7割軽減されます(所得割額はかかりません)。

※上記【均等割額の軽減】中の9割、8.5割軽減に該当する場合はそちらが優先されます

■問合せ = 後期高齢者医療制度の資格・給付・保険料計算について

いきいき高齢課 ☎(20)3021

後期高齢者医療保険料の口座振替・納付について…介護保険課 ☎(20)3022

